

## 政府参考人の出席要求に関する件

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

### ○高木真理君

立憲民主・社民の高木真理です。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、日米宇宙協力に関する枠組み協定について質問をさせていただきます。

政府は、本協定の締結により、日米間の宇宙協力の更なる迅速化及び効率化が見込まれる旨を説明をしています。本協定を締結した場合、日本の宇宙政策の自律性と米国との協力を両立していくことが大切であると考えますが、どのように両立を図っていくのか、政府の方針を伺います。

### ○政府参考人(市川恵一君)

お答え申し上げます。

我が国の宇宙政策は、宇宙開発戦略本部が宇宙の開発や利用を総合的、計画的に進めるために策定した宇宙基本計画に基づいておりまして、国際的な協力による宇宙開発もこの我が国の宇宙基本計画を踏まえて計画、実施してきているところでございます。

また、本協定は、日米間で個別の宇宙協力を実施するに当たりまして、当該協力を行う実施機関が作成いたします実施取決めを日米政府それぞれが承認し又は確認する仕組みを規定してございます。このことにより、我が国が当該協力を実施することが不相当と判断する場合には、当該協力には参加しないこととなります。

したがって、我が国の宇宙政策の自律性、これを引き続き維持した上で、日米間の宇宙協力に関する基本事項を定める本協定が締結されることで、今後の様々な日米間の協力を実施するための手続きが迅速化し、ひいては協力も効率化するということが期待されるところでございます。

### ○高木真理君

ありがとうございました。

本日の議案にはサイバー犯罪の国際条約などがありますが、以下、残りの時間で、日米宇宙協定と同じ日米間条約であります日米地位協定の運用の観点から、様々な、人権に起きている問題について質問をさせていただきます。

この質問をするきっかけになっているのは、今日、傍聴席にも来ていらっしゃいますけれども、キャサリン・ジェーン・フィッシャーさんです。オーストラリア国籍で、日本に来て四十年。先日、高良議員の質問の際にもいらしていたので、皆さんの御記憶にもあろうかと思えます。

二〇〇二年四月、横須賀基地で公務外の米軍人から性被害に遭いました。被害者であるのに、神奈川県警はジェーンさんに、長時間拘束するなど、ひどい扱いをしています。横浜地検は理由を明らかにしないまま加害者を不起訴処分、ジェーンさんは民事に訴え、東京地裁は暴行を認定、損害賠償命令が出ました。しかし、米軍は、犯人を除隊、帰国させます。賠償金は支払われず、犯人は行方知れずになります。その後、ジェーンさんは、執念で犯人をアメリカで見付け、アメリカで東京地裁判決の履行を求め、賠償額の問題ではないと、一ドルを懸けて二〇一三年勝訴します。

相手が米軍人で地位協定に関係なければ、これほど大変な思いまでなくて済んだはずで、ジェ

ーンさんは、その後も性被害撲滅に向け声を上げ続け、様々な活動を続けていますが、何と云っても実現をと望んでいるのが日米地位協定の改定です。十六条の、日本国の法令を尊重しの表記を、遵守しと改めてほしいと訴えています。

ジェーンさんが持っている、戦後、米軍人等から性被害や殺人の被害などとなった女性の名前を書いたとても長い紙があって、それを見せてもらったことがあります。一人一人からの悲鳴が聞こえてくるようでありました。

彼女の活動は長くなっていますが、この問題は全く進んでいません。そもそも、問題のあった一九五二年の日米行政協定をほぼ引き継いでいる一九六〇年の日米地位協定は、その後一文字も改定されていません。かつ、地位協定の内容とは異なる合意議事録による運用がなされていて、問題だらけであります。

私も、地位協定の改定は必要とは思っていても、沖縄の皆さんがあれだけの思いで頑張ってきてても変えられないのだから、無理なのではないかと、諦める気持ちはどこかにありました。

でも、それは違います。これは沖縄だけの問題ではありません。基地問題でもありません。この国の人権意識と主権の問題だと思えます。全国民が自分の問題として考えるべき問題だと思えます。

そこで伺います。

資料を御覧ください。米軍人、米軍属の犯罪が全国の犯罪に比べて多いか否かについては比較できないが政府の立場であります。しかし、資料を御覧いただくと、起訴率では、米軍人、米軍属においては、強制わいせつ・同致死傷、強姦・同致死傷で、二〇一一年から二〇二〇年までの十年で、それぞれ約一二・五%、一一・一%です。同じ分類で、国内では四三%、四〇・六%であります。

起訴率が低い理由は何でしょうか。また、これらの罪名で起訴後に判決を履行することなく米軍が帰国させているケースは十年で何件あるか、お答えください。

### ○政府参考人(保坂和人君)

お尋ねの期間におきますお尋ねの罪種の起訴人員と不起訴人員の合計に占める起訴人員の割合につきまして、全体のものと同米軍構成員等のものを比較いたしますと後者の方が低いというのは御指摘のとおりでございます。

もっとも、この起訴、不起訴の割合といいますのは、個別の事案ごとの検察官の判断の集積の結果でございますので、その違いがある理由について一概にお答えすることは困難でございます。

いずれにいたしましても、検察におきましては、あくまで法と証拠に基づいて適切に対処していると承知をしているところでございます。

続いてのお尋ねについてでございますが、二点目の、その米軍構成員等がこういったいわゆる性犯罪のいずれかで起訴されて、実刑判決が確定した後に刑の執行を受けることなく米国に帰国したという事例につきましてのお尋ねでございますが、当局、私ども刑事局において把握している限りでは、そういった事例はないというふうに承知をいたしております。

### ○高木真理君

刑事の事件の判決の後はないという今お答えだったかと思えますけれども、民事の後、起訴をしないで、そして民事で判決が出て帰ってしまうという事例が実際にジェーンさんの件で起きているわけですね。昨日のレクでは、それは把握されてないということでありましたけれども、そういうことでは、普通に裁判を受けるという権利すら保障されないということになります。

そして、そもそも起訴までについても問題があります。九五年の日米合同委員会合意に基づいて、殺人、強姦などの凶悪な犯罪で日本政府が重大な関心を有するものについては、米側の好意的配慮に

より起訴前の拘禁移転要請が認められることになりました。でも、これまで六件の要請にとどまっておき、五件認められただけです。

どんな事件でも、そもそも身柄は普通に日本側にあるべきだと思います。凶悪犯罪の被害に重い軽いはありません。日本政府に重大な関心を寄せてもらえなかったら軽く扱われるというのはどういうことでしょう。なぜこれだけしか要請件数がないのか、併せてお答えください。

#### ○政府参考人(宮本新吾君)

お答え申し上げます。

まず、我が国で米軍人等が公務外で罪を犯した場合であって日本の警察が現行犯逮捕等を行った場合には、それら被疑者の身柄は米側ではなくて日本側が確保し続けることとなります。一方で、被疑者が米軍人等の場合で身柄が米側にある場合には、日米地位協定に基づき、日本側で公訴が提起されるまで米側が拘禁を行うこととされています。

その上で、一九九五年の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意によりまして、殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有するものについて起訴前の拘禁移転を可能にする道が開かれまして、実際にこれまで五回、起訴前の拘禁移転が行われるなど、運用上の改善が図られてきているところでございます。

この起訴前の拘禁移転を可能とする枠組みはNATOの地位協定や米韓地位協定には存在いたしませんので、米軍が駐留している国の中で日本のように米国との合意に基づいて起訴前の拘禁移転が何度も行われている国があるとは承知しておりません。

いずれにしても、そもそも米軍人等による事件、事故は地元の皆様に大きな不安を与えるものでありまして、あってはならないものであると考えております。今後も米側に対して様々な機会に事件、事故の防止の徹底を求めてまいります。

#### ○高木真理君

やっぱり犯罪被害者に重い軽くないんですね。なので、これは、確かに、この拘禁移転を要請できるようにしたということは一歩前進であったことは確かなんですけども、それで全てではないと。その先にやはり進んでいただかなければ困るということだと思います。

次に移ります。

地位協定から始まる問題には、この刑事事件に関する取扱いの問題のほかにも、基地周辺での航空機の騒音問題、超低空飛行による危険、部品落下や墜落の問題、基地の土壤汚染による環境問題等いろいろあります。いずれも国内で大問題になるような案件、そして、国内なら法規制によって発生がそもそもないか、あっても処罰される、差し止められる、あるいは規制の強化に向けて政治、行政を動かすことができるはずですが、地位協定があると何もできない。

私は、これら被害を受けている人に起きていることは、沖縄の問題でもなく、基地問題でもなく、普通の国内法制によって救われないという人権侵害だと思いますが、その認識はあるか、伺います。

#### ○国務大臣(林芳正君)

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、在日米軍は日米安保条約の目的の達成のために必要な訓練や部隊の運用を行っているというふうに認識をしております。

その上で、政府は、沖縄を始めとする地元の負担軽減に全力で取り組んできておりまして、在日米軍再編、また米軍の運用や日米地位協定をめぐる問題について、これまでも米側と様々なやり取りを行いながら、事案に応じて効果的にかつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な



課題に対応してきております。

例えば、これまで累次の日米合同委員会合意を通じまして日米地位協定の運用の改善を図ってきたことに加えて、二〇一五年には環境補足協定、二〇一七年には軍属補足協定を締結しております。また、一九九五年の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意によりまして、殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有するものにつき起訴前の拘禁移転を可能にする道が開かれ、先ほど御質疑いただいたところですが、実際にこれまで五回、起訴前の拘禁移転が行われるなど、運用上の改善が図られてきております。

そもそも、米軍人等による事件、事故、これは地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないものであります。今年一月の日米2プラス2におきましても、私から地元への影響に最大限配慮した安全な運用や早期の通報を含む事件、事故での適切な対応につきまして米側に改めて要請し、日米双方は緊密に連携していくということを確認をいたしました。

今後も、米側に対して様々な機会に事件、事故の防止の徹底を求めてまいります。

### ○高木真理君

人権問題であるというところには正面からお答えをいただけなかったなというふうに思うんですけども、これ、人権問題であるというところから出発しないと解決されない問題だというふうに強く思っています。

ちょっと時間が大変足りないので、通告を少し飛ばしますけれども、運用改善で、今まで政府の立場としては、今のお答えもそうでしたけれども、やっていくというような、対応をしていくという御答弁は出ているわけですが、私は、やはりこれを改定をしていかなないとなかなか改善できない問題が横たわっていると思っています。

日米合同委員会の合意は全て公表されていませんし、度々守られていないことが問題になっていきます。なぜ合意が守られないかということについては、二〇一五年のアメリカの国務省公表の地位協定に関する報告書では、合意を担当するのは国防省統合参謀本部、アメリカの、ですが、両省とも地位協定の担当部署の人数はごく僅かしかおらず、配置転換もあり、引継ぎがしっかりされていないことが理由に挙げられています。また、米軍受入れの窓口は各国のアメリカ大使館ですけれども、大使館員は地位協定に関する知識がないまま配属されているとのことであります。

こうした背景踏まえると、非公表も含め、複雑になってしまった合意ではなく、きちんと明文化した協定に必要な事項を書き込む改定をする必要があるのではないかと思います。御見解を伺います。

### ○国務大臣(林芳正君)

この日米合同委員会の合意事項や議事録でございますが、日米双方の同意がなければ公表されないということになっております。これは日米間の忌憚のない意見交換や協議を確保するためでございます。全て公表してしまいますと日米間の率直な議論を阻害しかねないためでございます。

他方、日米地位協定の運用を含む様々な外交上のやり取りにつきましては、国民の皆様に丁寧に御説明する観点からも、最終的に日米間で一致するに至った合意のうち公表できるものは公表するよう努めてきております。公表されている日米合同委員会合意や議事録は、外務省ホームページ上で閲覧することが可能であります。また、合同委員会合意は協議を通じて日米両政府間で一致を見た見解であるため、日米両政府はこれに沿った実施運用や解釈を行うということが当然に想定をされております。

政府としては、これまでも、日米合同委員会の場を含めて米側と様々なやり取りを行いながら、事案に応じて効果的にかつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じまして一つ一つの具体的な問題に対

応じてきているところでありまして、今後もそうした取組を積み上げて対応していきたいと考えております。

### ○高木真理君

そのような運用でやっていて合意が守られないことなどが、不具合が起きる、で、その背景がこういうものだからもう改定しなければいけないのではないかとということで伺ったわけでありました。

本当に時間がないので、ごめんなさい、最後に通告していた質問の方に移ります。

私は、このアメリカ、あっ、ごめんなさい、ドイツやイタリアも同じ敗戦国でありながら改定をしています。これは事情が違うので比べられるものではないという状況の御答弁があるものかとは思いますが、けれども、こういうのを変えるときというのは、まさに日本が米側に、イタリアとドイツの場合ですね、協力度合いを強めるというタイミングでやっぱり引き出してくるというのがその改定の経緯でありました。それからいくと、私は、本来であれば、防衛費を二倍にするという今回のNATO並みという決定、これを決断するのであれば、ここのときに地位協定の改定、これも是非交渉をすべきだったのではないかというふうに思いますが、そうならなかったので残念であります。

質問は、アメリカは地位協定によって軍人軍属を含めたアメリカ人を守ろうとしているわけです。そして、協定は両者の合意ではありますけれども、日本は戦後のとても弱い時期に基となる行政協定を結んでいて、日本に不利な内容はほぼそのまま変わっていません。

憲法九条のある日本では安全保障も片務的で肩身が狭いというかもしれませんが、相応の金銭的負担も自衛隊の実力も付いているので、私は言うべきことは言えるはずだと思っています。アメリカがアメリカ人を守るために必死なように、日本政府には日本人を、そして日本に住む全ての人を必死に守ってほしいと思います。人権侵害が起きないようにしてほしいわけです。

これ以上、地位協定というルールに乗っていたら、犯罪被害者がそのまま悲惨なところに行き着いてしまいましたというようなことはなくしてほしいんです。それができるのは政府しかありません。是非、目をつぶらずに、不作為のまま時をやり過ごすのではなく、改定に取り組んでほしいと思いますが、御見解を伺います。

### ○国務大臣(林芳正君)

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、この在日米軍は、日米安保条約の目的達成のために必要な訓練、また部隊の運用を行っていることを認識しております。

その上で、政府としては、沖縄を始めとする地元の負担軽減、これに全力で取り組んできておりまして、在日米軍再編、米軍の運用や日米地位協定をめぐる課題について、米側と連携して一つ一つ前に進めてきております。

日米地位協定につきましては様々な見方があるということは承知をしておりますが、政府といたしましては、これまでも、米側と様々なやり取りを行いながら、事案に応じて効果的にかつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じまして一つ一つの具体的な問題に対応してきており、今後もそうした取組を積み上げて対応していく考えでございます。

### ○高木真理君

今までの取組、御努力があることも分かりますけれども、それでは足りないと思いますので、是非…

…

○委員長(阿達雅志君)

申合せの時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○高木真理君

はい。

改定を望みます。終わります。